

# 令和2年度情報の探しかた講座 相続にまつわる法律と判例のはなし 【埼玉県立熊谷図書館/第一法規】

埼玉県立図書館で利用できる、『D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)』には、法情報を調べるためにいろいろな入り口があり、比較的簡単に正確な情報が探せます。

今回は、講座参加者の皆様向けに検索課題を用意しました。相続や遺言のきまりや改正内容を、図書館のPCを使って調べてみましょう。

令和2年度 情報の探しかた講座③  
【第一法規 法情報総合データベース】使い方講座

## 相続にまつわる 法律と判例のはなし

相続法は今年も順次施行

日程	12月9日(水)
時間	14:00~15:30
会場	埼玉県立熊谷図書館 1階 鑑賞室
定員	先着15名
講師	山内享郎氏(第一法規株式会社)

セミナー内容  
・相続法の簡単な解説  
・法情報総合データベースを使った判例や文献情報の紹介

埼玉県立熊谷図書館  
〒360-0014 埼玉県熊谷市熊田5-5-1  
https://www.lib.pref.saitama.jp/

お申込・お問い合わせはこちら  
電話:048-523-6291  
FAX:048-523-6468

## D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)



法令・判例・文献情報のクロスレファレンスを実現 直観的な操作で、専門家でもなくてもリサーチ可

公共図書館における、D1-Law.com(インターネット版)の活用メリット

- ◆ 最新の法改正情報の確認(週1回以上更新) ◆ 検索条件による表示制限なし ◆ 必要な箇所だけ印刷可
- ◆ 用語入力以外の検索やマウスだけでの検索範囲もあり ◆ 弁護士に法律相談する前の下調べが可能 etc.
- ◆ PCで検索するため省スペース化 ◆ 追出し設定なく安心利用

•日本の法令全てを収録  
•過去・現在・未来の法令を様式・別表含め、条文単位で収録  
•衆議院法制局・参議院法制局編集の書籍版をデジタル化  
•条約や告示も収録  
•(分野により訓令あり)

現行法規 [履歴検索]  
履歴蓄積型法令データベース

判例体系  
総合判例データベース

•判決の本文と要旨に加え、判例タイムズの解説をPDFで搭載  
•単なる判決集ではなく、論点ごとに判例を収録

•法律や判例に関する文献のリストを約65万件収録

•『CiNii』連携も開始

法律判例文献情報  
文献調査データベース

CiNii  
国立情報学研究所  
論文情報ナビゲータ[サイニ]

JAIRO  
Japanese Institutional Repositories Online

論文へもリンク

# 課題 1 (遺言書の種類)

## 【遺言書】 のきまり①

遺言書には種類がありますが、自筆証書遺言についてみてみましょう

➔民法第967条

何が書いてあればいいのでしょうか？

➔民法第968条

## 課題2 (遺言書に関する法律の改正)

### 【遺言】の法改正①

自筆証書遺言の財産目録は、自筆でなくても有効か？

→民法改正(平成31年1月13日から有効)によりPCで作成も可能になりました

別紙①あり

DI-Law.com

ホーム | 現行法規 現行法検索 | 現行法規 履歴検索 | 現行法規 通知配達 | 判例体系

フリーワード検索  
自筆証書遺言 **1** 検索 **2**

ご利用いただけるサービス  
現行法規 (現行法検索)

検索結果一覧  
:: 現行法規(履歴検索)  
1 **3** 法 民法(明治29年4月27日号外法律第89号)  
(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)

民法  
制定: 明治29年4月27日号外法律第89号  
最終改正: 平成30年7月13日号外法律第72号

平成30年11月8日 時点 **基準日**  
平成30年7月13日 施行  
平成30年7月13日号外法律第72号

未施行の条文あり  並列表示

(自筆証書遺言)  
第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。  
2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

(公正証書遺言)  
第九百六十九条 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

改正注記 **4** 条沿革 判例

本条の施行沿革  
**5** 選択した時点の条文を比較  
平成31年1月13日 施行  
 1 平成30年7月13日号外法律第72号  
平成17年4月1日 施行  
 2 平成16年12月1日号外法律第147号

条文時点比較表示 選択した2つの時点の条文を左右に並べて比較します。 **左右切替**

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

**旧** 平成17年4月1日施行  
平成16年12月1日号外法律第147号

(自筆証書遺言)  
第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。  
2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

**新** 平成31年1月13日施行  
平成30年7月13日号外法律第72号

(自筆証書遺言)  
第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。  
3 自筆証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

# 課題3 新しい法律（遺言書保管制度）

【遺言】の法改正②

新しい法律  
ができました

法務局で遺言書を保管してもらえる新しい法律の注意点を見てみましょう

➡**法務局における遺言書の保管等に関する法律（令和2年7月10日施行）**

家庭裁判所で手続きする「検認」は必要でしょうか➡不要になる

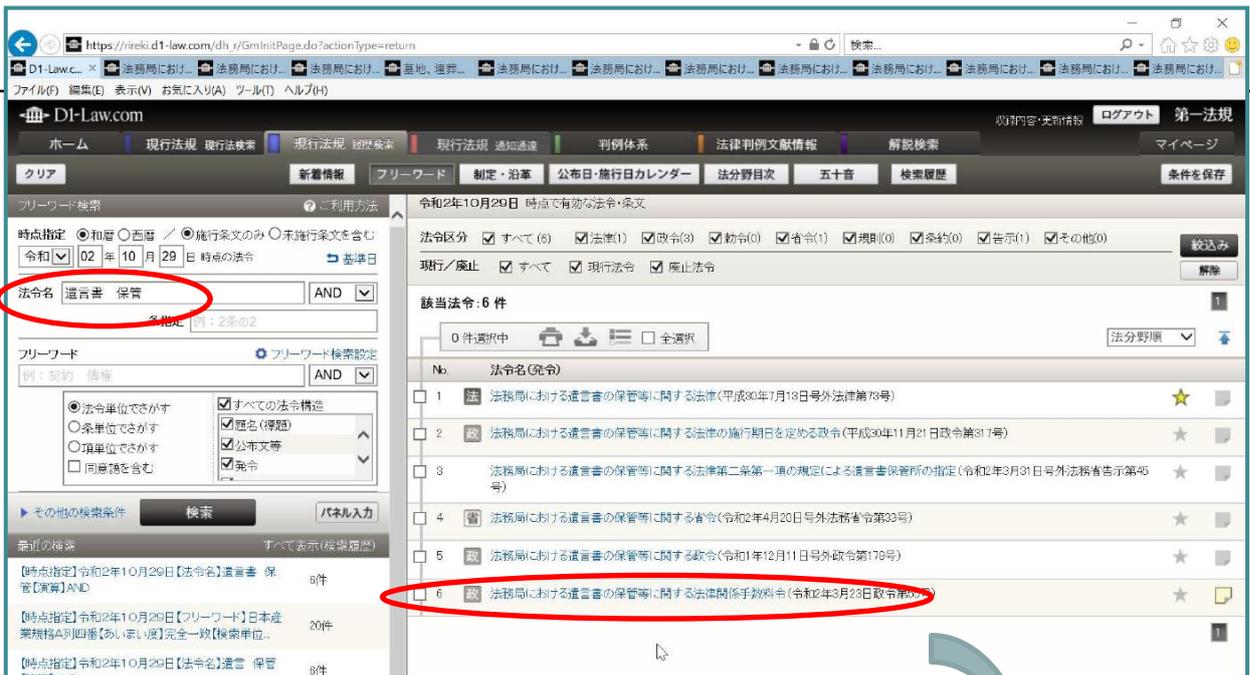
用紙と書き方は、➡A4版 **別紙②あり**

遺言書の保管申請書➡別記第2号様式 **別紙③あり**

**POINT**  
①検認不要  
②手数料かかる

手数料は➡**法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令**

財産目録について



〔遺言書の保管の申請等に係る手数料の額〕

第一条 法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一 遺言書の保管の申請をする者	一件につき三千九百円
二 遺言書の閲覧を請求する者	一回につき千七百円
三 遺言書情報証明書の交付を請求する者	一通につき千四百円
四 遺言書保管事実証明書の交付を請求する者	一通につき八百円

# 課題4 (法定相続)

## 【遺言書が無い場合】 の相続のきまり

遺言書がないと、法律で決められた割合で相続することになりますが、その内容を見てみましょう⇒画面Aへ

また、時代により改正されてきた割合の比較をしてみましょう⇒画面Bへ

⇒民法第900条

画面A

条沿革ボタンで、改正の比較ができます。

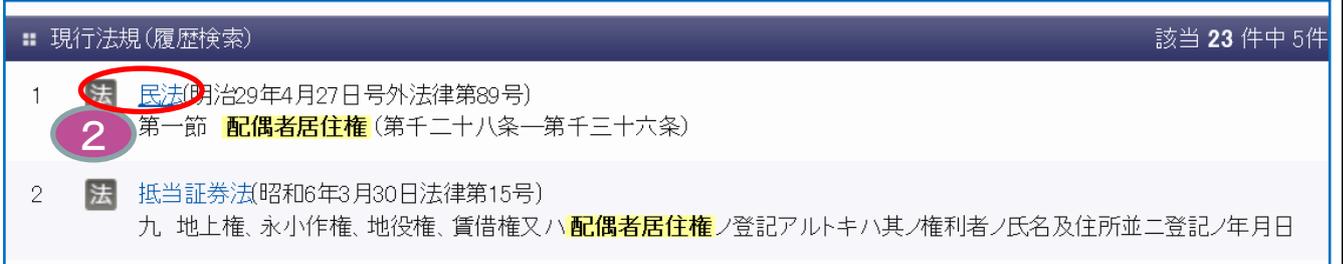
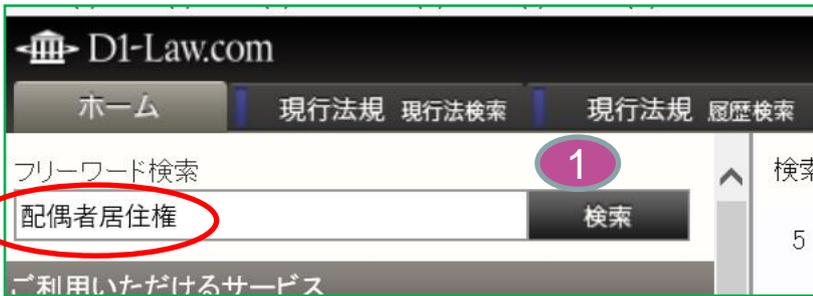
画面B



# 課題7 相続法の改正（配偶者居住権）

新しい制度の見方

## 【配偶者居住権】の法的根拠の調べ方



検索

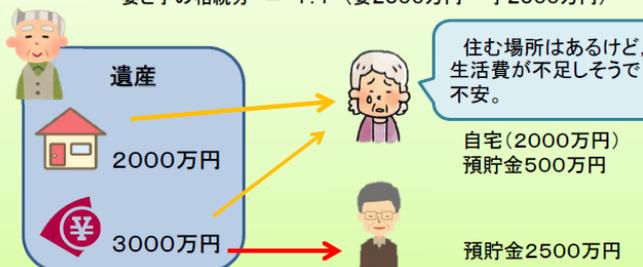
### メリットとリスク

配偶者⇒配偶者居住権はタダで死亡するまで有効  
息子等（他の相続人）⇒負担付所有権  
配偶者居住権は登記をする⇒リスクの一つではある  
配偶者居住権の相続はない  
相続税を安くできる

### 2. 現行制度

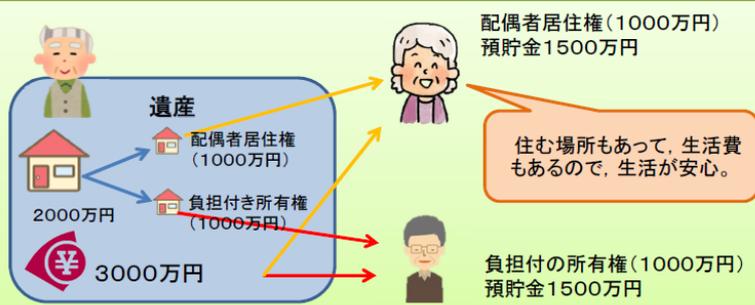
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合  
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



### 3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



法務省のHPより

# 課題8 相続に関する判例と法改正(寄与分と特別の寄与料)

## 【寄与分】の法律\_\_ 法定相続分をかえられるもの (民法第904条の2)

民法  
制定: 明治29年4月27日号外法律第89号  
最終改正: 平成30年7月13日号外法律第72号

平成30年11月27日 時点 **基準日**  
平成30年7月13日 施行  
平成30年7月13日号外法律第72号

未施行の条文あり  並列表示

法改正に紐づく通知一覧

改正沿革  施行沿革 (時点比較付)

目次 施行沿革

題名等

改正注記 条沿革 被引用 **判例**

(寄与分)  
第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

3 寄与分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

4 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があった場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。

## 【寄与分】の判例\_\_ 法定相続分をかえられるもの

→東京高裁H.29.9.22) 判例体系ID:28263040

→別紙④あり

平成29年9月22日／東京高等裁判所／第23民事部／決定／平成29年(ラ)1238号

判例ID	28263040
事件名	遺産分割審判等に対する抗告事件
裁判結果	原審判変更自判
上訴等	確定
出典	家庭の法と裁判21号97頁 D1-Law.com判例体系

### 【事案概要】

要介護者であった被相続人の遺産に対する遺産分割申立事件で、被相続人の子が在宅での療養看護を理由に寄与分を主張した事案において、被相続人の要介護度に応じた要介護認定等基準時間の訪問介護費等を基準に、原審が算定した寄与分が相当とされた上、痰の吸引という医療行為については訪問介護費より高額な訪問看護費を基準として寄与分が算定された事例。

## 【特別の寄与料】の法律\_\_ (民法第1050条)

### 第十章 特別の寄与

令和1年7月1日 施行

1 平成30年7月13日号外法律第72号

改正注記

第一千五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族、相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。

- 2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

【介護の特別寄与料】の計算例\_\_療養看護行為の報酬日当額 (6,800円)  
×日数 (730日) ×裁量的割合(60%) = 298万円

## 7 遺留分制度の見直し

**Point** ※2019年7月1日(月)施行

- 遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。
- 遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。(12ページ Q9 参照)

### 現行制度

- 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。  
← 事業承継の支障となっているという指摘
- 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。  
← 持分権の処分に支障が出るおそれ

**事例**

被相続人  
預金 1,234万5,678円

評価額 1億1,123万円

長女  
長男

経営者であった被相続人が、事業を手伝っていた長男に会社の土地建物(評価額1億1,123万円)を、長女に預金1,234万5,678円を相続させる旨の遺言をし、死亡した(配偶者は既に死亡)。遺言の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求

長女の遺留分侵害額  
 $1,854万8,242円 = (1億1,123万円 + 1,234万5,678円) \times 1/2 \times 1/2 - 1,234万5,678円$

(現行法)  
 会社の土地建物が長男と長女の複雑な共有状態に  
**持分割合**  
 →長男 9,268万1,758/1億1,123万  
 長女 1,854万8,242/1億1,123万

共有

法務省のHPより

### 改正によるメリット

- 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)  
 遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。  
 同じ事例では、長女は長男に対し、  
 1,854万8,242円 請求できる。



(遺贈又は贈与の減殺請求)

(配偶者居住権の登記等)

第一千三十一条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

令和1年7月1日 施行

■ 1 平成30年7月13日号外法律第72号

(遺留分侵害額の請求)

第一千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

## 課題10（預貯金債権に関する判例と法律の改正）

【相続財産のうち、預貯金債権は遺産分割の対象となるでしょうか】

- 1 何を相続できるのか？（相続財産）については、不動産/現金/ゴルフ会員権（⇒会員証券が必要）/宝石など⇒貸金庫の場合パスワードや保管場所の把握が必要）等ありますが、預貯金については、次の判例があり変更されています。

判例①⇒相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない。

⇒相続人の同意がなくても払戻しできる

（平成16年4月20日/最高裁判所第三小法廷/判決/  
家庭裁判月報56巻10号48頁） **判例体系ID:28091158**

判例② ⇒共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は遺産分割の対象となる。 ⇒払戻しできない

（平成28年12月19日/最高裁判所大法廷/決定  
民集70巻8号2121頁） **判例体系ID:28244524**



- 2 民法改正については、次の条文が新設されました。

（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

**第九百九条の二** 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

改正注記 条沿革 委任

令和1年7月1日 施行

1 平成30年7月13日号外法律第72号

なお、具体的な払戻し金額は次の法務省令となります。

民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令

民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額は、百五十万円とする。

## 課題11（成年後見と家族信託）

### 【成年後見制度】

特長：本人のための制度である

#### デメリット

- ①資産運用できない\_例えば、自宅売却は家庭裁判所の判断が必要
- ②家庭裁判所が後見人を選任するので家族がなれない？  
司法書士や弁護士が選ばれた場合、毎月報酬が発生する

**法定後見**⇒すでに判断能力が減退している（認知症等）方が利用する  
家庭裁判所が後見人を選任するので家族がなれない？

**任意後見**⇒判断能力のあるうちに利用する

#### メリット

- ①自分で信頼できる人を後見人にできる  
（公証人作成の公証証書で行う）

#### リスク

- ①任意後見人の職務は**本人の死亡により終了**するため、葬儀や身辺整理を依頼するには、別に死後事務委任契約が必要

根拠法\_成年後見制度の利用に関する法律  
任意後見契約に関する法律

### 【家族信託】

特長：信託契約である

#### メリット

- ①ご自身（**委託者**）の財産を障害のある子ども（**受益者**）のために管理してもらったり、ペットの面倒を託せる  
認知症になる前にできる、自分の死後の子どもやペットの世話を頼める
- ②家族や友人を選べる
- ③何代にわたっても**受託者**を選んでおける

#### リスク

- ①損益通算ができない\_Aアパートで損失があり、Bアパートで利益が出ても合算して税金をはらえない

根拠法\_信託法



第一法規

■お問合せ■

第一法規株式会社 関東営業第一部

山内 享郎

さいたま市浦和区高砂2-3-19 〒330-0063

<http://www.daiichihoki.co.jp>